

平成28年12月定例会 常任委員会

商労文教委員会

委員長名	佐藤雅裕
委員会開催日	平成28年12月15日(木)、16日(金)
所属委員	[副委員長] 矢島義謙 [委員] 伊藤達也 三瓶正栄 吉田英策 佐久間俊男 桜田葉子 太田光秋 宗方保



佐藤雅裕委員長

(1) 知事提出議案：可 決…9件

[※知事提出議案はこちら【PDF】](#)

(2) 議員提出議案：否 決…2件

[※議員提出議案はこちら【PDF】](#)

(3) 請 願：採 択…1件

不採 択…3件

[※請願はこちら](#)

(12月15日(木) 企業局)

吉田英策委員

議案第7号の工業用水道会計補正の藤原川水管橋の耐震工事に伴う変更について、設計変更により年度繰り越しになって今年度は減る。ただ、総額は来年度予算も合わせて1億2,000万円ほど増額され、7億円である。耐震工事で岩盤がかたいとのことだが、詳細を聞く。また、工事完了の見通しを聞く。

。

工業用水道課長

耐震補強工事の変更について、主な内容は橋脚の仮締め切り工関係で、矢板を打つ前に、大口径のせん孔ボーリングを施工することである。

そのほかに変更する部分として、まず既設橋脚の取り壊しを、通常の方法である大型ブレイカーで想定していた。しかし、今回は上部工を残したままでの施工となり、一部破片が飛ぶ影響があるため、幾つかの大きなブロックに切り分けながら撤去するワイヤーソーという工法に変更している。また、大型ブレイカーを使わない人力での取り壊しに変更している。

さらに、仮設工法で上部工の一部に空間が狭いところがあり、特殊な機械を使う変更をしている。さらに護岸工の一部に撤去再設置が発生している。

完了見込みは平成29年度末であり1年間の工期延長となる。

吉田英策委員

こうした変更による工事の延長で利用者には不便をかけないということによいか。

工業用水道課長

工期は1年間延びるが、供用した状態での耐震補強工事なので、安全性を確保しながら利用上影響が出ないように進めていきたい。

吉田英策委員

好間工業用水で予想される火力発電所との契約について進捗状況を聞く。

工業用水道課長

現在、火力発電所の詳細設計を行っており、まだ時間がかかる。完了後に申し込まれるため、現段階ではまだ申し込まれていない。

吉田英策委員

期日についても大まかな打診などないか。

工業用水道課長

いつという情報は入っていない。

(12月15日(木) 商工労働部)

宗方保委員

商の16ページ、インバウンド復興対策事業で歳入が東北観光復興対策交付金とあるが、どういうルートで金が流れるのか。

観光交流課長

東北観光復興対策交付金は、東北の復興について観光庁で約32億円を今年度当初予算に計上し、東北各県及び仙台市のインバウンドに関する事業を支援する枠組みで実施しているものである。

宗方保委員

その32億円を需要額に応じて6県で分割したものが歳入になっているということか。

観光交流課長

各県の枠が決まっているわけではないが、各県で市町村を含めて申請し、それに対して交付決定する流れである。

吉田英策委員

商5ページ、緊急雇用創出事業費について聞く。この事業は国の交付金事業で、直接県が雇用するものも含まれるとの説明だったが、雇用の創出数はどうなっているか。

雇用労政課長

全体の雇用創出数については今手元にないので、後ほど数字を提出する。

吉田英策委員

今回減額だが、まだ事業の必要性はあると思う。減額の理由を聞く。

雇用労政課長

緊急雇用創出事業は事業内容が大きく2つあり、震災等に対応するための事業と原子力発電所の事故由来の事業である。それぞれ県が実施するものと市町村が実施するものに分かれている。今回所要見込みの算出を行ったところ、市町村の事業は増額、県の事業は減額になっている。当初予算138億円のうち、基金への積み立て19億円を含んだ事業費が119億円であり、その中で今回約7億9,000万円の減となっている。

震災等の雇用対策事業については市町村事業の雇用で30名の増、県事業で151名の減があった。原子力災害については185名の減があった。具体的には、計画した期間の雇用が確保できなかった。例えば、4月から雇用しようとしていたが、人が集まらずに5月、6月から雇用したケースがある。また、途中で新たな仕事を見つけて転職をした方もおり、そういった内容で今回減額になった。

吉田英策委員

人手不足での減額だと思うが、県では来年度以降この事業の予算で何人ぐらいの雇用を計画しているか。

雇用労政課長

来年度の予算については現在調整中である。

吉田英策委員

具体的にどのような職種で雇用されているか。

雇用労政課長

大きな仕事としては、放射線のモニタリング、例えば、水道の放射線や空間放射線のモニタリングといった事業、また仮設住宅の巡回、避難している住民への市町村からの情報提供である。細かいものでは、被災した固定資産税の事務に係る人件費や、東京電力への賠償金申請の手伝いをする事務といった人手に使われているとのことである。

吉田英策委員

なかなか人が集まらないとのことだが、このような方々は短期雇用、非正規での雇用なのか。

雇用労政課長

事業の趣旨が緊急雇用なので、期限が定められた雇用となる。直接雇用であれば、それぞれの県なり市町村の規定する期間となっており、委託事業については委託期間内での期限となるが、最大で12カ月となる。

吉田英策委員

震災からの復興を掲げてさまざまな事業が進められている中で、雇用に関して支援が必要だと思う。改善できるところは改善し、安定した雇用につながるよう要望する。

佐久間俊男委員

商の16ページ、福島インバウンド復興対策事業について具体的に説明願う。

観光交流課長

福島インバウンド復興対策事業の中身について、まず一つは個人向けの情報発信である。先日、オーストラリアをターゲットとしてスキーのプロモーションを実施し、インターネットの動画共有サイトY o u T u b eを使った広告を行った結果、オーストラリアのスキー人口のほぼ半分に当たる人数が認知したという大きな成果を残したため、そういった取り組みを拡充していく予算を今回計上している。

同じオーストラリアの事例で言うと、例えば日本に来てスキー場で1週間などと長期滞在し、その中で会津若松市の観光もしたい場合に、地元の旅行会社でどうしてもネックになるのが通訳である。その通訳の部分を県で支援し、福島全体の魅力を上げていこうと考えている。

佐久間俊男委員

1億円という増額補正について、県内の各市町村でもインバウンドに対して積極的に取り組んでいると思うが、県として市町村とどのような連携をしているか。

観光交流課長

インバウンドを進める上で市町村単体ではなかなか厳しい状況がある。特に本県の場合には各市町村の立地によって戦略は違ってくる。例えば関東に接している市町村は北関東との連携、また宮城県、山形県に接しているところはそちらとの連携、新潟県との連携もある。こういったことを踏まえ、隣接県との広域観光の橋渡しを進めていこうと動いている。

佐久間俊男委員

それでは、1億円の増額には市町村に交付する分も入っているのか。

観光交流課長

先ほど説明したインバウンドの交付金は市町村も直接交付申請できる。この予算そのものは、県自身が執行するものである。

佐藤雅裕委員長

商の19ページの商店街の事業は具体的に何の事業か。

経営金融課長

小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の減額だが、これは会津若松市の神明通り商店街のアーケードの建てかえで、国の補助金を予定していたところ、アーケードの整備が対象から外れたため、もう一度計画を練り直し、今回減額するものである。

佐藤雅裕委員長

観光にも関係しており、ここで話すのが正しいかわからないが、確かに国のメニューがなくなってこういった状況にあることは理解している。ただ県としては何とか支援しながら実現していきたいのではないかと。事業を練り直してという言

葉もあったが、今後の方向性について考えを聞く。

商業まちづくり課長

この神明通り商店街の事業内容は、健康づくりを支援するために地域コミュニティスペースを整備することや、商店街の利用者の安全を確保し、雪国の中で冬でも高齢者が安心して買い物できる環境を提供するものである。そのため、神明通り商店街振興組合がアーケードは必要だという商店街活性化事業計画をつくり、国の認定を受けたところである。財源として国の補助金を見込んでおり、ほかに市の補助金と、今回の議案で出している県中小企業高度化資金貸付金を計画していたが、国の補助金は当てが外れてしまい、地元商店街振興組合、市も大きな問題と認識している。

当商店街のアーケードは公共交通機関であるバスの発着地であり、基幹交通の要所にもなっている。さらに、高齢者の冬場の買い物環境の確保のためにも大事ということで、県としても、国に補助金の対象にならなかった理由を聞くとともに、アーケードに関するハード事業を補助対象として復活するよう要望してきた。

現在も残念ながら補助対象外である状況は変わっていない。ただ、地元、会津若松市としても何とかしたいという思いがあるため、市は支援のあり方を総合的に検討している。県としても、市の考えを聞きながら、地域振興の観点から支援のあり方について検討していきたい。

雇用労政課長

午前中の吉田委員からの質問で、緊急雇用創出事業について当初予算見合いでどれほど雇用創出数があったかだが、全体で1,900名の計画であった。内訳は、震災対応で967名、原子力災害対応で933名である。

吉田英策委員

先ほどモニタリング関係等の項目で話があったので、もっと細かい数字かと思ったら、原子力災害対応と震災対応の2つなのか。より細かい分類はあるのか。

雇用労政課長

申しわけない。そこまでの集計はしていない。

吉田英策委員

商の8ページ、中小企業金融対策費について聞く。先ほどの説明で制度の見直し等の話があったが、詳しく説明願う。

経営金融課長

中小企業制度資金について、新規の融資枠について見直したのが信用組合資金と耐震改修促進資金である。具体的には信用組合資金は当初予算で60億円のところ、申し込みがあるため70億円にふやす。耐震改修促進資金は50億円のところ、申し込み状況を踏まえて10億円減らして信用組合資金に持っていく。

もう一つ、過去に貸し付けた制度資金の残債分として今年度預託している部分があるが、そちらの所要額が確定したため今回補正している。これが17億円で、ほとんどがこの預託額である。具体的には、当初予算で残債分として予定したものが594億円に対して577億円の確定となっている。

吉田英策委員

中小企業が必要な融資を受けられているかを一番心配している。全体の予算が減っているが、必要な方に融資がなされているのか。

経営金融課長

先ほど説明したように、今回の補正は残債分の確定によって17億円減ったものである。新規融資枠を減らしているわけではなく、中小企業で借りられるように枠としてとっている。実は今年度の融資状況を見ると、融資の申し込みが前年度から減っており、資金需要が落ちついてきていると考えている。しかし今後どうなるかわからないので、引き続き融資枠は確保していきたい。

佐久間俊男委員

何点か質問する。

議案説明資料にも福島インバウンド復興対策事業があり、けさの新聞にも東北観光推進機構が外国人受け入れ関係で塾を開催したとあった。先ほども答弁で各地域の持ち味が観光につながっているとの話があり、私もそう思っているが、県では各市町村のインバウンドの取り組みに対して具体的にどのような支援をし、どのような連携をしているのか。

観光交流課長

インバウンドに関する市町村に対する支援だが、先ほど話したとおり、本県は広いので多様なパターンが考えられる。例えば、会津地域だと外国人に人気の「侍」というキーワードがあるので、栃木県の日光から北上して会津若松までのエリアを侍のテーマで関連づけてプロモーションしている。また、福島市には花見山に代表される「花」というキーワードがあり、栃木県のあしかがフラワーパークや茨城県のひたち海浜公園を結んで花のテーマで広域観光を進めている。もちろん東北観光推進機構との連携もあるが、本県の強みで東京インの客を東北に上げていく動線も引けるので、いろいろなパターンに応じて市町村と連携している。

また、先日タイで栃木県、茨城県と3県合同の商談会を行った。昨年もタイでセミナーを行っており、昨年は市町村からの出席はなかったが、今回は極上の会津プロジェクト協議会や観光施設も参加し、出席したタイのエージェントも100社程度と大盛況で終わった。このようにインバウンドに対する機運が高まりを見せているので、この機を生かしてさらに推進を図っていきたい。

佐久間俊男委員

訪日して県内に来る外国人の直近の推移について聞く。

観光交流課長

国から1～9月の第3四半期まで報告が出ている。トータルで約4万8,000人であり、対前年で1.6倍の増となる。国別に言うとタイがほぼ2倍で一番伸びている。

佐久間俊男委員

その4万8,000人という数字は震災の年と比べて、県が目標としている数字に近づいているのか、あるいはまだまだなのか。その辺をどう考えているか。

観光交流課長

インバウンドの今の数字は震災前に比較して約7割という状況であり、まだ震災前に届いていないので、まず震災前の数字に戻すことが目標である。ただ、震災前は福島空港に定期路線があったが、今は休止している。さらに、東アジアは大変風評が厳しい。しかし、それ以外の国はかなり数字が伸びている。日本全体としては、東アジアがほぼ半分のシェア

を占めているため、そこが厳しい状況で7割程度というのは、昨年度から特にASEANをターゲットに追加してやってきた成果だと思っている。引き続き努力していきたい。

佐久間俊男委員

県内59市町村、さらには東北観光推進機構との連携も含め、観光産業の復興は本県にとって復興再生の大きな目標なので、ぜひさらなる尽力を願う。

もう一つは、先日福島市で航空機産業セミナーに参加して、部長からも本県の意気込みを強く感じ取った。本県では、新産業創造プロジェクトということで、再生可能エネルギー、医療関連産業、ロボット関連産業、航空宇宙産業それぞれの集積を図りながら復興再生を目指すとの大きな目標を立てており、そのような姿が少しずつ実現できると思う。また、これから産業集積を図る上で担当者が大変な中で仕事をする。そのような中で航空宇宙関連産業の現状をどう捉えているのか。また将来的にどのような取り組みをするのか。

企業立地課長

まず航空宇宙関連産業の現状についてである。航空機関連と宇宙関連に大別されるが、航空機に関しては(株)IHIが相馬市に事務所を構えており、裾野が広がるようなエンジン産業でクラスターを形成している。またそれ以外の部分についても県内各地に航空機の部品、治具を製造している企業が多数存在している。

そのような中で一つは、今後(株)IHIを中核として航空機産業の裾野を広げる方向に向かっていきたい。また、それ以外にも県内各地に技術の高い企業が存在している。県内企業だけではクラスター形成まで結びつかないため、東北の研究会と連携しながら、強みを生かして、クラスターやサプライチェーンを形成していくことが目的である。まずは、そういった企業の技術力を国内外にPRして、東北と連携しながらサプライチェーンの一角を担うよう成長していく支援をしていきたい。

佐久間俊男委員

強い意気込みを感じ取った。航空産業の先進地である中部地域については、現地に行って状況を見聞きすること、あるいは現地の方に本県に来てもらって状況を聞くことによって、その意気込みが強く感じ取られたというのが私の率直な感想である。今後の取り組みとして、企業が取得しなければならない国際認証に係る企業に対する支援の内容について聞く。

企業立地課長

企業への個別具体的な支援だが、新規参入や取引拡大に向けてまずは認証が大きなポイントになるので、認証規格であるJIS Q9100について、今年度、中部地区で認証取得のコンサルティングをしている企業に依頼して、取得に向けた支援を個別具体的に始めている。新規で4社開始して来年度取得予定であり、次年度以降も認証取得に対して支援していきたい。

企業支援としては、もう一つ人材の育成がポイントになると思っている。今年度から本格的に始めており、今年度は福島大学が持っている高度機械について基本的な機械の活用、技術の向上に係るスクールを開催した。次年度以降については、今年度の実施状況と、非常に進んでいる中部地区の実施状況を参考にしながら新たなステップに取り組んでいきたい。

吉田英策委員

補助金不正受給について聞く。今回ふくしま産業復興企業立地補助金と福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の不正受給があった。概要について説明願う。

企業立地課長

ふくしま産業復興企業立地補助金の不正受給についてである。これは、企業が新たな設備投資や増設をするに当たっての支援であり、今回の事案については、当初、土地建物と設備の購入費用に対して一定の助成をした。今般、見積書や納品書、振込書等、整理して提出してもらった書類について、補助事業者が納入業者に指示して虚偽の書類を出し、補助対象とは違う費用まで水増しして請求したことが判明したため、補助対象外に係る部分について補助金ベースで5億7,770万円の返還命令をした。

経営金融課長

グループ補助金の不正受給の件を説明する。今回の不正受給は郡山市の2社であり、関連会社になっている。片方が食品加工業と飲食業を営んでいる会社、もう一つがそのグループ会社として食品加工業を営んでいた会社で、代表者が同一の方である。関連補助金の対象だが、最初の会社がベーカリー工場の修繕と冷凍冷蔵庫等設備の入れかえで申請が上がった。補助対象額は約8,000万円で補助金額は約6,000万円である。またもう一社に対しては、総菜加工場の施設修繕と厨房設備等の入れかえの申請が出てきており、7,700万円の補助対象金額に対して5,700万円余りの補助をした。

今回の不正は、最初の一社については実際の補助金額で一部違う設備を買ったり、対象ではない新しいレストランをオープンする金に使っていたものである。もう一社については、補助の対象となっていない施設設備に使ったことと、運転資金に使ったことを聞き取りしている。

このため補助金の返還命令をしたところである。

吉田英策委員

この補助金については、震災以降多くの金額が費やされており、執行に当たっては十分吟味しなければいけない。発覚はしたが、手続段階で不正を見抜けないのはどうしてなのか。再発防止についてどのように考えるか。

企業立地課長

検査の時点で判明しなかった点だが、事業が完了すると、完了検査で現地、企業に行き、各種書類、先ほど述べた見積書、納品書、請求書、振込金額全て原本を確認している。今回は、補助事業者から納入業者に指示をして、納入業者から全て水増しされた金額で請求されており、書類上は全て整合がとれた形で処理されていた。また、設備自体も見積書等に記載されているものが現実に導入されて稼働しており、我々としてはその時点で不正があったと認定できなかったというのが実情である。

今回不正が発覚した経過は、外部の方から不適正な受給があると話があり、改めて補助事業者に納入した業者に対して調査したところ、実は指示を受けて虚偽の書類を作成したことが判明したものである。

こうしたことを受け、再発防止策として、改めて完了検査の時点で、書類や現物確認を徹底することと、今回は納入業者が関係していたため、既に支出済みの企業に対しても、例えば納入業者が1者であるなど、不正の温床になりやすいような事業者をピックアップして納入業者の仕入れ状況を調査することにより、不正があるかないかまで含めて対応していきたい。

経営金融課長

グループ補助金についても実績報告書に一致する領収書、振込依頼書の写しがついており、水増しした状態で書類が作成されていたため、その時点では見抜けなかった。もう一つ、今ほど企業立地補助金については現地確認をしているとの話があったが、グループ補助金は今まで現地確認ができなかったため、反省している。これから実績報告が出てくるものについては現地確認を徹底していくことと、今まで補助金を支払った3,400余りの事業者についても再度調査して、現物が

実際にあるかを確認していきたい。

部参事兼商工総務課長

再発防止だが、11月24日付で商工労働部長より補助事業の適正執行について部全体できちんと取り組むとの通知をした。具体的には、今話があったとおり、審査のさらなる徹底、補助事業者に対して法令遵守の指導を徹底することなどを盛り込んでおり、部全体で再発防止に努めていきたい。

吉田英策委員

今回、企業立地補助金については、企業側が南相馬市と合わせて6億2,000万円を返還するというニュースを見たが、これは事実か。

もう一つ、万が一これが返還されないときにも、国の補助金なので国に返還しなければならないと思う。国との協議の中で話が出てくるだろうが、そのようなときの対応はどうするのか。

企業立地課長

返還金額で6億2,000万円というのは南相馬市との合計額であり、南相馬市の補助金が5,000万円ほどあるので、県についてはそれを除いた5億7,770万円となっている。これについて12月8日に企業から全額一括で返還されたことを確認している。

経営金融課長

グループ補助金については、返還請求したが、現在まだ返還されていない。実はこの2社は今破産手続をしている最中であり、我々は企業に対する返還請求とあわせて、破産管財人に破産債権の届け出をしている。督促するが、実際は破産手続の中で配当される形になると考えている。

国への返還について、今回のグループ補助金の補助率は4分の3であり、そのうち2分の1（4分の2）に国の補助金が入っている。今、こちらの返還について国と話をしているところである。

桜田葉子委員

先ほど部長説明で、福島県商工業振興基本計画の話があり、今年度内に見直しを進めていくとのことだが、この計画は福島県復興計画とふくしま創生総合戦略をあわせて進めていると理解している。先日自民党の部会でも説明してもらったが、これは産業を創出して働く場所をつくり、さらに雇用も拡大して働く場所をしっかりと確保し、福島で生活する力につなげる一番の原点だと思う。計画の将来像1や5に雇用の創出という視点はあるものの、その見直しに当たって、雇用という視点から、本県の現状をどのように認識して見直しにつなげようとしているか。

雇用労政課長

雇用に関しては、まずは企業立地等によって雇用創出する施策がある。そういった企業からの求人についてもマッチングを図っていきたい。

今回の計画で、特に非正規雇用の方を正社員化することについて、国の働き方改革の会議において、非正規雇用の処遇改善が項目として掲載されており、県としても大きな課題だと考えている。県も、例えば離職した方がキャリアアップして資格を取得し、正規雇用として働けるように、離職者の再就職訓練等も実施している。企業に対しても、働き方の見直しや長時間労働の是正などについて、企業を直接訪問して理解を深めてもらい、1人でも多く正社員として雇用されるように取り組んでいきたい。

桜田葉子委員

国が示している働き方改革において正規雇用で働ける環境を整えることが大きな視点だと思う。福島県の現状に対して非正規雇用、さらに離職者への対応を進めることは理解する。

ではこの計画の中で見直しがどこに位置づけられ、どのように改革を進めようとしているか。人口が戦後初めて190万人を切って189万人となり、福島県で高校や大学を卒業した方が戻って支える力になってもらいたいというとき、働く場所がなければ力にならず雇用創出にもならない。そこをしっかりと受けとめなければならない。計画が見直されたとしても、ふくしま創生総合戦略からも、どこに位置づけて、どのように改革していくかが見えにくいと思うが、どうか。

部参事兼商工総務課長

この計画は平成25年度から8年間、32年までの計画である。ことしは計画の4年目で中間の年ということで、社会情勢の変化などを踏まえて、施策のレベルで必要な事項を盛り込んだり修正する見直しを行っている。基本的な柱については25年度以降目標を設定しているのので、その柱に従って施策を展開していく。その施策の展開の中で目標達成に向けて効果的な事業展開をしていくスキームで今回見直しを進めている。

正規雇用の視点については、今回の見直しの中で明確に規定している部分はないが、委員指摘の趣旨については事業を遂行する中でそのような方向に進むように、事業の進め方で工夫していければと思っている。

桜田葉子委員

先ほど各委員からあったように、航空宇宙関連産業やロボット関連産業、医療関連産業がこれから育成されて集積していく。すると必ずそこに働く場所と雇用が生まれてくるが、これには大変時間がかかる。そのような中で戦後初めて人口がこれだけ減って5年間で11万5,000人も減った。一番人口が少ない平成24年生まれの子供たちがこれから育まれていく。ここで働く場所、雇用、産業の基本となる計画であり、見直しの途中ではあるが、この視点は受けとめてもらわなければ、福島を支える力にはならないと思うが、どうか。

部参事兼商工総務課長

説明が足りずに申しわけない。仕事を創出して雇用の確保を進めていく中で福島県民の生活が成り立っていくよう、委員の視点はそれぞれの事業の中でしっかりと踏まえて展開していきたい。よろしく願う。

三瓶正栄委員

先ほど宗方委員から観光について話があった。実は私も10月24日～11月2日に宗方委員と一緒に北米に行ってきた。その中で感じたことを話したい。

ニューヨークに3日滞在し、ジェトロ、ニューヨーク総領事館等、また新潟県の物産コーナーも視察した。酒屋を訪問したところ、ニューヨーク市民にも日本酒、特に吟醸、大吟醸がかなり浸透している。アメリカ人の気質は、よいものはよい、悪いものは悪いとはっきりしている。その意味では風評という部分で余り影響がない印象を受けてきた。

本県はアジアを重視しており、台湾、ベトナム等で日本酒が売れていることも聞いている。しかし、ニューヨークに行ってきたのは、まさに世界の玄関口ということである。情報発信拠点として大変プラスになるのではないかとの印象を受けてきた。もっと言えば、将来は願わくば、サンフランシスコ、ロサンゼルス、ワシントンにさらに広めて、世界に発信する中で本県の風評払拭になればよい。

本県はアジアに重きを置いて取り組んでいるが、ニューヨークにサテライトを開設してはどうか。答えられる範囲でよいので、考えを聞く。

県産品振興戦略課長

先般10月に知事も訪米し、ニューヨークでレセプションをして、委員指摘のとおり、アメリカ、特にニューヨークでは日本酒に対する人気が大変高いと実感している。また新潟県の店もあり、日本の自治体がニューヨークを目指していることを感じている。

酒については海外への一番の輸出先がアメリカである。我々が把握している金額で、もしかするともう少し多いかもしれないが、年間約1億円の輸出額である。したがって、今後とも日本酒を中心に福島県産品の輸出や情報発信をしていきたい。拠点づくりにいくまでには、まだ費用対効果等さまざまな検討が必要だと思うが、引き続きニューヨークという情報発信力の強い場所をしっかりと意識しながらやっていきたい。

三瓶正栄委員

私を感じたのは、日本酒だけが売ればよいということではない。ヒルトンホテルに泊まったとき、朝レストランに行ったら、炊飯器に御飯があった。日本だとへらでよそうがスプーンだった。容器もフルーツを刻んで入れるような深い四角い容器で、みそスープとライスとあった。日本の文化では、言うまでもなく丸い茶碗に漆器である。このようなことを食と容器とセットで正しく伝えるべきではないかとの印象を受けた。福島県内でも会津本郷焼、大堀相馬焼といった焼き物があるため、焼き物もセットで発信し、ひいては販路の拡大になるのではないかと。この件に関しても見解を聞く。

県産品振興戦略課長

伝統工芸品である会津塗や焼き物も含めて、世界的に注目されて人気が高くなっている日本食である。それに伴う食器もセットで人気が出ており、特にアジアというより欧米で工芸品や漆器の人気が高くなってきている。その辺も情報としては承知しており、幾つかの漆器や工芸品の生産者から北米を中心に輸出したいとの希望があって、取り組みを計画しているものもある。

ただ、これからまだまだ遠い距離であり、我々もいろいろな戦略を練って、実際にやる事業者、会社の体制をしっかりとしなければならぬ。1年に1回行ってPRして終わりではなかなか成果が出ない。パイヤーとのつながりを含めてどういう形で流通や販売先との関係をつくっていくかをじっくり調べながら、1回だけ行って誰かが買って終わるのではなく、実際に輸出される、継続的に行ける仕組みを考えないといけないと思っている。情報収集しながら、実際にやりたいと言う事業者を支援しながらやっていきたい。

三瓶正栄委員

ぜひよろしく願う。私もニューヨークに行って、ジェトロの職員やニューヨーク領事館の大使から直接話を聞いた。その前に知事も表敬訪問しており、ぜひ福島県に協力したいとの話であった。酒もそうで、日本だとワイングラスで日本酒を飲むことはないが、向こうはワインの文化だから、そのような光景も見て驚いた。やはりぐいのみ、熱かんだったら猪口であり、このようなもので飲むのがおいしいことを正しく伝えるべきではないかと思って帰ってきた。今後ともよろしく願う。

宗方保委員

ニューヨークの話があったので、議案の福島インバウンド復興対策事業について聞く。東北観光復興対策交付金で約1億円もらい、話によれば東北6県で約32億円とのことである。今年度の分は仕方がないが、福島は特措法までやってきているので、来年度に向けてもっと押してよいと思う。

市町村の話があったが、市町村にその情報を流しているのか。32億円でまだいろいろと可能性があると思うが、どのよ

うに考えているか。

観光交流課長

まず市町村への情報提供については、昨年度この枠組みが固まった段階で、全市町村に声がけして説明会を行った。その際、制度やインバウンドの可能性について話した。

インバウンドについては福島県の場合どうしても震災でスタートが少しおくれ気味だったが、この1年で大分市町村や民間事業者の意識も高まってきた。またつい先日も、この交付金の次年度に向けた説明会を行ったが、市町村からの質問も具体的にいろいろあり、インバウンドに関しては来年度に向けてもっと大きな広がりが見られると思う。今までの取り組みで築いた現地送客の窓口を、台湾、タイ、ベトナム、韓国に設けているが、そういったものを最大限活用しながら市町村や事業者と一緒に進めたい。

今回の金額は1億円だが、今まで6月、9月と毎回補正しており、既に福島県で交付申請しているのがトータルで約5億5,000万円となっている。今回追加分を合わせると6億5,000万円程度の規模となる。

宗方保委員

初めての試みで、簡単に費用対効果は言えないと思うが、今年度の取り組みは12月補正まで含めて、おおむね花見山あたりまで効果があるのか、ゴールデンウィークまでであるとよいと感じていた。インバウンドの目標値があるのか。

観光交流課長

インバウンドの目標はまず震災前に戻すことである。さらに、商工業振興基本計画では、平成32年度に20万人の延べ宿泊者数としている。

宗方保委員

平成32年度に20万人とのことで、目標を持つことは大きいと思う。今、タイ、ベトナム、台湾の話も出たが、先日畠副知事を初めベトナムに行った報告について私も代表質問で副知事に聞いた。観光誘客を含めもっと幅を持ってセールスすべきと思うが、ベトナムの関心度、状況について、副知事だけではなく行った方の報告を聞く。

観光交流局次長

畠副知事に随行してベトナムへ行ってきた。観光誘客分野のみならず幅広い経済、文化部門に関して一緒に視察をした。その中で特に印象深かったものは、本県からベトナムに進出している企業の社長の話で、「ベトナムは貧しい国ではない。」と断言していた。我々の想像以上に分厚い中間層があり、物価も決して安くはない。しかし、旺盛な消費意欲がある国である。文化、経済、人材の交流も含め幅広い分野に可能性を秘めた地域と受けとめた。

また、25年前にハノイ友好病院に県立医科大学から寄贈された人工透析の機器が福島とベトナムの友好のスタートだったが、その機器がまだ動いており、現物を見てきた。実際動いていたのはもちろん全てではなく、2台だけだったが、部品ももうないのになぜ動かしているかという、壊れた部品をベトナム人がつくって修理するからである。そういう物を大切に使うことができる方たちである。しかも壊れた機器をスクラップにせず、病院の一部に展示してあった。福島から支援を受けて人工透析ができるようになったことを忘れないように、職員が皆見られるように展示している場も実際見てきた。日本人が以前から持っていた、物を大切に、恩義を忘れない気質を持っている国民性だと感動して帰ってきた。

さまざまな宿題を持って帰ってきたことが一番の成果だと思うが、委員指摘のとおり、幅広く交流を考え、できるならばベトナムからこちらに、こちらからもベトナムにと双方向で交流がふえることが、チャーター便も含め、今後の太い人の流れにつながっていくと考える。

宗方保委員

そのような話を最初に報告してくれると委員会の展開も変わったのではないと思うが、まことによい話を聞かせてもらった。議会サイドでも、今ASEAN議員連盟をつくる動きが出てきている。

もう一回東北の話で、東北経済連合会で活動しているはずだが、「仙台をハブ空港にして韓国を初め世界に行こう」と情報発信している。会津バスが仙台に入る時代だから、もっと考え方を変えたほうがよい。例えば、韓国、中国に窓口がまだあるとすれば、縮小したりやめたりして、先手を打ってASEANにシフトがえしたほうがよいのではないか。現在、ソウル、上海の窓口はどういう状況か。まずその辺の考え方を聞く。

空港交流課長

空港交流課では、ソウルにことしの8月から情報発信、情報収集する窓口を民間企業に委託する形で設置したばかりである。韓国では、まだ原子力災害に対する風評が根強い状況が続いているので一刻も早く和らげるために福島情報を発信する、あるいは韓国での情報を拾って我々に伝える働きを期待して設置した。この窓口の情報をもとに韓国から福島へのチャーター便ができないか働きかけていたところ、先ほど局長の説明にもあったように、今回アウトバウンド、いわゆる福島から韓国への客のみだが、ようやく3年半ぶりにチャーター便が実現する成果も出てきた。我々としては確かにきょうあすに路線が再開するという急激な変化は期待できないかもしれないが、時間をかけながら一步一步前に進めていって、路線の再開、あるいはインバウンド客の増加に取り組んでいきたい。

部参事兼商工総務課長

上海事務所では、中国へ進出した企業の支援を初め県産品の販売拡大、観光客の誘客等に取り組んでいるが、震災以降かなり厳しい状況が続いている。食品の輸入規制や訪問の自粛勧告などの影響が大きい。政府機関に対して積極的に地道に働きかけを行い、あるいはSNSを活用しながら情報発信を積極的に展開している。またことしの1月には上海テレビを県内に招聘して、福島県についての正確な情報発信も粘り強く行っている。今後、国等と連携しながら、引き続き風評払拭に向けて積極的に情報発信し、企業の海外展開の支援や観光誘客に積極的に取り組んでいきたい。

宗方保委員

いきなりゼロにはできないと思うが、縮小しながら新しいグレンデに出ていくことは大事で、これからどう考えてもASEANということになる。観光誘客もよいが、観光客ばかりで考えているのはおかしい。

奇しくも県立医科大学の25年前の人工透析機器の話があり、それで助かった人も多いはずである。今回県立医科大学のパンフレットを持って行ったと漏れ聞いたが、逆に言えば県立医科大学を売りにするのはどうか。メディカルツアーである。あれだけの投資をして全国でも有数の病院になってきているわけだし、中間層以上の所得の高い人たちがいる。代表質問でも述べたが、「保養、準備のため早目に来て温泉にどうぞ」、また「検査が終わったらケアのために温泉にどうぞ」と、単にぜひ来てくださいと言うだけではなくて、どのような売りをつくるか考えなければならない。

今ベトナムはかなり豊かになってきており、ベトナムからチャーター機で来る時代になったが、日本の雇用問題からすれば足りないのは建設、農業である。例えば農業などは5年たったら大変な状況になる。今、古民家や中古物件としてたくさん空き家が出てきているし、ベトナムから農業でどうか。移民である。ヨーロッパが移民で困っているのとは事情が違って、ベトナムと日本は儒教の関係で考え方が近い。農業、建設業、将来は航空宇宙工学、また県立医科大学の研修生にせよいろいろな可能性があり、誘客や労働力の可能性が出てくると思う。もっと大きなスタンスでベトナムについて、どうか。

観光交流局次長

労働力の部分についても、今回、視察の範囲内で答えたい。実際にベトナムで日本行きの実習生を育成している施設を視察してきた。そこでは、建設業の作業を中心とした訓練をしていたが、非常に規律正しい訓練で、ルールを守り、勤勉に働くことを徹底している姿が見られた。ベトナム人の資質としても、数学系、技術系は非常にたけており、器用で勤勉である。唯一、日本語の習得がなかなか難しいことがネックになっており、日本語教育にはかなりの時間を割いて訓練している状況が見てとれた。その活用の場も、幅広い分野で可能性があると思う。

同行したミッション団の中にも技能実習生を検討している企業が数多くあり、先日には、実際にあるスーパーで技能実習生を20人程度採用するという報道もあったが、県内のさまざまな分野で注目しているのは間違いない。そういった人的な交流がふえると、観光客だけでなく継続的な需要が生み出されてきて、それがチャーター便、さらには定期便にも好影響がある。これは航空会社や大手の旅行代理店からも指摘があったところである。こういったことを受けとめ、今後、各分野と連携を図りながら進めていきたい。

宗方保委員

今回はベトナムに企業進出、工場進出という経済交流中心で行った。ことしの3月の総括審査会で、ちょうどベトナム大使が知事表敬に来るから、人脈をつくって始まったらどうかと、どんどん進んで半年ほどかかってやった。同行した次長の話もあったが、医療、農業、介護の話も出ているため、県庁内の各分野からベトナムに行ったほうがよい。ホーチミンからは須賀川市あたりまで結構来ている。日本の米や酒を高く評価しており、ひところの中国の方の爆買いではないが、物すごい勢いを持って来ている。また日本人には親近感を持っているため、来年あたりプロジェクトチームをつくって、もっと大きい気持ちでASEAN、台湾、ベトナム、タイにきちんと話をしてきたほうがよいと思う。

航空宇宙産業についても聞く。(株)IHIは日本を代表する企業であり、誰が考えても、福島航空宇宙産業をリードするのは(株)IHIであろう。ただ、その見方を3つくらいに分けて考えたらどうか。(株)IHIはエンジンの大型部品であるが、それに関連するものにトライできる県内の企業と、あるいはもっと小さいことに取り組む企業、あるいはもっと違う分野で取り組む企業と分ける。それこそ航空宇宙産業は幅広く、アイテムの数で自動車が3万点ならば、航空宇宙産業は300万点となる。いろいろあるはずだが、県内の事業者が気がつかないところもあるだろう。エンジンからいろいろな分野に分けるとすぐ3つくらいになるし、これだけシンポジウムを繰り返してきたので、ここまで来たら具体的に各分野で認定の手伝いに取り組むべきである。そろそろ入っていかなければならないと感じているが、どうか。

企業立地課長

この間の航空機産業セミナーでも、三菱航空機(株)の前社長に講演してもらった。今日本で中心となっているのはボディー関係で、各重工が中心に取り組んでいる。我々のように新たに取り組むものは、ボディーよりは電気電装制御品のようなさまざまな装備品で新たに需要を掘り起こして海外と取引拡大をしていくことが、これからの参入にとって有望であるとの話も聞いている。そういった部分に目を当てて、県内企業の技術力を踏まえ、県としてどういったところに取り組んでいくかは中部経済産業局などの知恵をかりながら、改めて展開していきたい。

宗方保委員

まさにその辺で、福島は航空宇宙産業にトライすれば後進県だが、後進だからこそその強みを生かしたほうがよい。先発したメーカーやチームは大変な苦勞をしてきた。後発だからこそその経緯を見て、「すき間はこれだ。これをやろう。」と始まるのも一つの方法だろうと思う。知事の年頭の記者会見から始まってここまで来たので、来年の目標として、ある程度分類して装備品に至るまで手分けしてやったらどうかと提言し、私の質問を終わる。

太田光秋委員

1点だけ確認したい。先ほど補助金の不正受給についての議論があり、審査体制の強化を図っていくとのことだった。両課から話があったが、このようなことがあって審査体制を強化すると往々にしてあるのが、全体的にどんどん厳しくなることである。今回のこのグループ補助金や企業立地補助金、部長説明にもある原子力被災事業者事業再開等支援補助金については、応募も大変多くて活用していきたいものである。また、先ほどグループ補助金の件数も出ていたが、こういったものを活用して事業再開に取り組んでいる方々はたくさんいるのに、これから申請する方々が、今度は厳しくなってくる。今グループ補助金も事業再開等補助金も、年々厳しくなって書類がとても面倒くさく、通らなくて何がいけないのかわからないとの話が出てきているのも事実である。

不正は排除しなければならないが、今から一生懸命やろうとする方にまで厳しくなったのでは意味がなくなってくると思う。両課ではなく商工労働部として応援してしっかりと補助金を出し、企業に対して支援していくということを発言願う。

商工労働部長

委員指摘のとおりであり、基本的には被災者なり事業者を応援していく視点に立って、これからもスピード感を持って補助金を出す考えである。ただ、このような事件が起き、他方では税金ということで国民に対しても説明しなければいけないため、その辺はバランスよくやっていきたい。

これらの補助金の成り立ちとして、災害があってスピード感を持ってやらなければいけないから制度ができており、それを通常の補助金と一緒に厳しくチェックすることによって復興がおくれることはあってはならないと思う。交付金であることを念頭に置きながら復興という先に向かってしっかりと事業者を支えていきたい。

伊藤達也委員

本県はロボット産業革命の地を目指しているが、産業集積のみならず、地産地消、県民の生活の質の向上が図られるロボットの普及は大事だと思う。廃炉、災害現場、医療、介護での取り組みが進んでいるが、その意味でもっと県民が身近に感じる普及が大事ではないか。ここはロボット産業革命の地だと思えるようなもの、例えば雪かきで、今後雪との戦いに入ってきて我々でも雪かきが大変なのに上の世代は大変だなと思うし、また県庁に受付ロボットを置いてもいい。身近に感じられる普及について県として何かあるか。

ロボット産業推進室長

ロボット産業推進の上で身近に感じるロボットの普及は大事であり、日本中を見渡しても、身近にロボットがいる生活を目指したときに、まだそういったロボットの市場ができていないもので、我々としてもまずは周りにロボットがいることは危なくないし当たり前だという寛容性を県民に持ってもらうことが第一歩だと思う。医療ロボットや介護ロボットは使い方を一歩間違えれば、患者にけがをさせてしまうものであるため、まずそういう寛容性を育てて興味を持ってもらうことが先決である。その点で、11月に開催したロボットフェスタやドローンレースを活用しながら、理解を広めている段階である。

一方、今ロボット導入補助事業等をやっており、ここでは既にもう市場があるロボットについて導入を補助している。また、生活に身近というわけではないが、例えばドローンを測量や線量の観測に活用したいので、補助をくれないかとの申請が来ている。測量や調査であり、まだ一般の住民に身近ではないかもしれないが、そういうところから口火を切って徐々に身近にまで普及させていきたい。

(12月16日(金) 労働委員会事務局)

伊藤達也委員

ワークルール出前講座を10カ所で開催したとのことだが、場所はどこか。

次長兼審査調整課長

今年度の10カ所だが、主なところは、大学だと福島大学、会津大学、専門学校だとテクノアカデミー会津と郡山である。その他は県立高校、私立高校である。

伊藤達也委員

高校は、商業高校や工業高校のような就職が多いところか。

次長兼審査調整課長

高校は定時制高校とか職業系の高校、私立高校だと福島東稜高校等の就職が多い高校が多い。

桜田葉子委員

今の本県の状況は人口が11万5,000人減っており、社会増という視点からすると、高校生にここで就職してもらったり、大学生が卒業したら福島に戻ってきてもらうことが望まれるが、その還流の率に地域差がある。そうするとワークルールは大切であり、福島県内にこのような企業があると就職先を誘導するきっかけとなるが、教育界では企業の状況をよく理解していないのではないかと。教育委員会もかかわってくるが、教育的視点を持った教育現場からどのように働く場所を伝えられているかという認識をもっと持つべきだと思うが、そちらの立場ではどう理解しているか。

次長兼審査調整課長

こちらでは社会に出る前に高校、大学で労働の基本的なルールや働く者の心構え等を、15名の労働委員がクイズ形式等で懇切丁寧にわかりやすい説明をしている。アンケートも行っているが、労働に関する教育を受けたことがない方がほとんどであり、社会人になる前に、こういった機会を利用して子供たちに少しでも社会のルール、労働のルールを教えてもらいたいとの声も、先生やアンケート結果から出ている。我々としては機会を捉えて出前講座を積極的に推進していきたい。

桜田葉子委員

教育庁とこちらと互いに連携することによってさらに労働環境にもつながっていくため、もう少し積極的にやってもらうと、高校生も県内のあそこに就職しようとか、企業が選ばれることにもつながっていくと思うが、どうか。

次長兼審査調整課長

委員指摘のとおりで、我々も県立高校は高校教育課と連携し、私立学校は福島県私学団体総連合会等の協力をもらって、全ての高校に案内している。また、大学、専門学校等については、直接出向いてPRをしている。一生懸命頑張りたい。

吉田英策委員

労働委員の報酬が減額になっており、所要見込みによるとのことだが、労働委員の人数や年間の会議回数は決まってい

と思う。どうして減額になったのか。

次長兼審査調整課長

労働委員は15名いる。報酬については、平成26年6月の新たな任期から月額定額制と稼働に応じての日額という月額日額の報酬制度になっており、今回は、ことし6月に6名の新任委員を迎えた中で1名が自己都合で報酬を辞退したことに伴う減額である。

吉田英策委員

差し支えなければ、自己都合というのはどういうことか。

次長兼審査調整課長

中には事業所に勤めている委員がいるが、その事業所の兼業についての規定の関係と聞いている。

(12月16日(金) 教育庁)

桜田葉子委員

「福島県立特別支援学校条例の一部を改正する条例」について説明を聞いた。我々自民党は、「聾」は手話を通して自分たちの思いを伝えるのだという声を受けて、平成25年に福島県聴覚障害者情報支援センター設立に努力した。それを受け、今回、自民党にも陳情書もらった。

説明があったとおり、10年前の平成18年、学校教育法の改正によって、障がいへの対応として養護という視点から、社会的自立を目指して支援するという理念が打ち出された。そのときの学校教育審議会などでも検討されて校名改正という動きにもなったと聞いているが、改正に至らず、10年経過した中でまた議論が活発になってきた状況をどのように整理しているのか。

特別支援教育課長

委員指摘のとおり、校名変更については、10年前、全国の他の都道府県同様、本県でも議論になった。10年前は盲・聾・養護学校が特別支援学校に統一され、複数障がいや重度対応といった多くの子供たちを教育できる学校環境をつくるということで、視覚障がいや聴覚障がい、肢体不自由など異なる障がいを持つ生徒が一つの学校で学べる特別支援学校づくりを含めて検討を行ったため、校名変更まで至らなかった経緯がある。

その間、我々と校長会で協議を重ね、障がいが重複多様化している状況や、児童生徒数が増加しているとの一定の結論を見たため、本県においては、複数障がいに対応した学校ではなく校名を変更することとしたい。また、来春たむら支援学校が開校するので、あわせて14校全ての校名を変更したいと考えた。

桜田葉子委員

養護から支援という視点に変わり、さらに教育的意義も重なったと理解している。教育委員会としても共生社会の形成に向けた教育的視点を積極的に進めてきたと思うし、私も聾学校の小学校放課後のぶんぶんというクラブにかかわった。教育庁でも、特別支援教育としてさらに一人一人の子供たちの可能性を引き出すプログラムをつくり、教育的視点をどう重ねていくかという議論を、この10年間で随分重ねてきたと思うが、教育的視点はどう変わったか。

特別支援教育課長

我々特別支援学校に勤務する教員等もそうだが、さまざまな研修を通して、障がいを持つ生徒一人一人のニーズというか、個別の指導計画や支援計画を作成しながら社会的自立や参加を目指していくように大きく変化してきている。

桜田葉子委員

そこをしっかりと具体的に示していくことが、これから学ぶ子供たちが生き生きと生きがいを持つことにつながる。今年度は頑張る学校応援プランもあり、子供たち一人一人の可能性を引き出し、生きる力を育み、自分の夢をかなえる力にもかかっている。特別支援学校も同じことだと思うが、そこを明確に打ち出すことが、今回の条例にもつながると理解する。子供たちの可能性を引き出すためにこのようなことをやっているということ、もう少し詳しく聞きたい。これだけの予算を計上しており、子供たちにとって学ぶ環境をさらに整える予算でもあると思うが、どうか。

特別支援教育課長

委員指摘のとおり、本県特別支援教育の理念は「地域で共に学び、共に生きる」であり、具体的には市町村教育委員会と連携して、障がいのある子供たちのインクルーシブ教育推進事業に取り組んでいる。特別支援学校のみならず、県内の障がいを持つ子供たちの自立や社会参加を目指していく視点である。生徒は大変頑張っており、夏に開催した作業技能大会やスポーツ大会で、障がいのある子供たちが県内のみならず全国でも活躍する例が出てきている。

桜田葉子委員

そうすると、平成18年の教育法改正に伴い議論されたが、さらに10年経過する中で、県教育委員会としての方針は教育的視点の重みが重なり、社会的情勢も変わり、また共生社会という3つが今回の改正に向けての理由と理解する。校名変更の理由について、先ほどは法的なところしか説明がなかったので、もう少し詳しく聞く。

特別支援教育課長

特別支援教育の充実については、今後とも将来にわたって充実させていかなければいけない。これまでの特別支援教育が培ってきたノウハウ、教育の歴史を踏まえつつ、新しい時代に進んでいきたい。具体的には障がい種別ごとにさまざまな取り組みを行っている。入院児童生徒に対する取り組みや、間もなく始まる高等学校への通級などにも取り組んでいかなければいけないと考えている。

桜田葉子委員

さまざまな支援をしていることはわかるが、やはり障がいの有無に関係なく、一人一人の子供たちの可能性を引き出そうという姿勢で、このような予算が計上されていると思う。ある大学の調査で、学ぶ環境がよくなったことによって、不登校の子供たちが減ったという結果がある。環境を整えるのは大きな一歩につながるが、今課長が説明したことを同窓会の方や、親、先生にどのように説明を尽くしてきたか。

特別支援教育課長

今回の説明については、聾をなくすということではなく、聾教育の伝統を継承しつつ、聾の方を含む聴覚障がいのある人たちにわかりやすい学校としたいと説明してきた。

桜田葉子委員

我々に伝わっているのは、県教育委員会として保護者や同窓会の方々に、聾に対する思いをしっかりと伝えていなかった

のではないかということである。これだけの10年間の歴史の中で、教育委員会としてもアクションプランを変えて、また一人一人の子供たちの可能性を引き出すとの言葉もしっかり打ち出されている。その視点はどうだったのか。

特別支援教育課長

聾学校では、近年、補聴器や人工内耳を使用している子供がおり、聞こえの状態に応じて、音声、文字、手話等を適切に活用して、一人一人の教育的ニーズに柔軟に対応する教育の充実を進めてきた。聴覚に障がいのある子供たち全体を考慮して校名変更に至った。

桜田葉子委員

保護者、同窓会、そこで教える先生たちの理解を得ていなければいけない。教育こそが社会の原点だと思う。教育を通して人をつくり、人が社会をつくる。その人が理解できなければ、教育的視点は重なり合わないが、理解は十分か。

特別支援教育課長

本日の新聞記事にもあるが、きのう私がPTA会長と面談し、校名変更の内容について説明した。PTA会長からは全く反論なく聞いてもらった。そのほかに校名変更に係る説明の中で、PTA会長と私の間で説明のタイミングが悪く、誤解を招く部分があったので、その部分について私から謝罪して理解を得た。

教育次長（業務担当）

我々としては、まず9月定例会でたむら支援学校を新設することについて議決を得た後で、公式に対外的な説明をせざるを得なかった状況がある。実は10月中旬に各特別支援学校の校長に、このような検討が進んでいくことについて、PTA会長初め同窓会その他関係者に理解を得るように依頼した。その上で、各校長からPTA会長や同窓会等に知らせてもらった。聾学校については、具体的に10月下旬に校長からPTA会長、同窓会長に校名変更を予定しているとの情報提供をして、校名が聴覚支援学校になることについては、11月下旬に説明した。さらに、今月の12日に保護者会を開催して、校名変更に係る趣旨、経緯、全国的な動向等について説明した。

理解が十分に進んでいるかについて、変更内容の趣旨については理解してもらっている認識があるが、説明の過程、手続等については、我々としても十分ではなかったと考えている。したがって、これから議決を得た後、関係者に重ねて説明していきたい。

教育長

先ほどの課長の答弁に若干補足する。私自身、きのうPTA会長初め3名の代表者と会った。先ほど課長が反論なくと答えたが、今回の条例改正の趣旨等を説明したところ、それについては特に意見や反対等の話はなく聞いてもらったということである。ただ、一部反論があったのは、まさに委員指摘のとおり、説明の経緯について十分でなかったという指摘で、それは我々も重々受けとめるというやりとりをしている。

桜田葉子委員

教育は人づくりである。そのため、教育庁が出す教育の方針を受けて、学校側が子供たちの教育に携わるわけである。学校、同窓会、保護者の皆さんの理解のもと進んでいくことがまさしく教育の人づくりにつながるのだから、さらなる理解を進めてもらいたい。

佐久間俊男委員

議案第15号について時間をもらって質問する。

まず最初に、「福島県立特別支援学校の一部を改正する条例」の根拠となる法律の趣旨について改めて聞く。

特別支援教育課長

校名変更にかかわる法令関係について、平成18年に学校教育法の一部改正があり、本県では養護教育として進めてきた従来の概念を特別支援教育に改め、盲・聾・養護学校のみならず小中高等学校、幼稚園等を含め全ての学校で、障がいのある子供たちにきちんと適切な指導、必要な支援をするように変わっている。それに伴い盲・聾・養護学校が特別支援学校に統一され、平成19年から全国的に盲・聾・養護学校の校名変更について取り組みが進められてきた。

佐久間俊男委員

この際改めて聞く。現在、県立聾学校で聴覚に障がいを持つ方が学んでいるが、どのような障がいを持つ方なのか、具体的に示されたい。

特別支援教育課長

現在、聾学校で学んでいる幼児、児童生徒は103名であり、そのうち補聴器や人工内耳等を含めていわゆる難聴と言われる子供は5割を超えている。障がいの程度で聞こえが厳しい100デシベル以上の子供については、半数を切っている。特に人工内耳をつけている子供がふえており、医療の関係もあるが、そのような生徒が来年はもう高等部2、3年生に進むことになる。

佐久間俊男委員

先ほど法律の根拠を示してもらったが、平成19年度に特別支援学校制度が発足した関係で学校教育法上は「聴覚障害者の教育」と認識している。質問が重複する部分もあるが、どのような教育、支援をしているのか。

特別支援教育課長

聾学校ではいわゆる準ずる教育ということで、幼稚園、小中高等学校の学習指導要領に基づき、手話を用いたり、聴覚補償としてFM補聴システムという機器を導入したり、一人一人の聞こえの状態に応じて教科の指導を行っている。

佐久間俊男委員

来年の4月1日に県立たむら支援学校が発足するが、本県の特別支援教育に対する本気度がうかがえる。そのような中で、本県が目指す特別支援学校に対する教育について考え方を聞く。

特別支援教育課長

特別支援教育の理念は「地域で共に学び、共に生きる」で、障がいのある子供たちが、ない子供たちと一緒に学んだり、就学前の小さいときから大人になるまで地域で生きていける社会、まさに共生社会をつくっていききたいというのが、我々の願いである。

佐久間俊男委員

特別支援教育に対して本県の目指す教育方針を改めて痛感したが、今回の改正でたむら支援学校を含めて15校の校名を変更する提案をしている。この際12月定例会に提案された最大の理由についてはどのような見解を持っているか。

特別支援教育課長

この12月定例会に提案したのは、まずもってたむら支援学校という新たな学校を設置して、支援学校という名称を認めてもらったため、これを機会にということで提案した。実際にはあぶくま養護学校の生徒の多くがたむら支援学校に行くが、片方が支援学校で片方が養護学校となると、保護者間で何が違うのかという声が出る不安感もあったので、そういったことも含めて特別支援学校としたい。

佐久間俊男委員

今回、県立聾学校の校名を県立聴覚支援学校に変更することについて聞く。県立聾学校に特化して、最初にここまでに至る経緯を説明願う。

特別支援教育課長

まず聾学校の校名変更に関する説明の経緯で、先ほどの次長の説明と重なるところもあるが、私から10月下旬に校長会を通してPTAの方々に説明を依頼した。その後11月下旬に聾学校の校長から具体的な校名について説明し、さらに12月12日に保護者を対象として説明会を開催している。

聾学校を聴覚支援学校とすることについては、学校教育においても聾が「聴覚障害」に統一されており、先ほども述べたように近年聾学校で学ぶ子供の障がいの状態が重複化、多様化してきている。補聴器や人工内耳をつけている子供にも柔軟に対応すべく、聴覚に障がいのある子供たち全体に配慮した校名としたい。

佐藤雅裕委員長

議案第15号について、皆いろいろ意見があるので今の段階で集中的に議論したい。順次発言してもらおうが、単純に重複するような質問はできるだけ避けてもらえると円滑になると思うので、よろしく願う。

佐久間俊男委員

我々民進党・県民連合に対しても、県立聾学校同窓会、(一社)福島県聴覚障害者協会、福島県手話サークル連絡協議会、(一社)全国手話通訳問題研究会福島県支部の4団体から、聾学校を聴覚支援学校に変更する条例改正案の反対について陳情をもらっている。校名に対する反対の陳情は余り前例がないが、教育委員会として県議会へ反対の陳情が出ていることに対して、どのように受けとめているのか。

特別支援教育課長

校名を残してもらいたいという反対の声があることについては十分承知しているが、今回の校名変更については、聾学校をなくすのではなく、聾教育の伝統を継承しつつ、聾者を含む聴覚障がいのある子供たちのための学校であることをわかりやすく表現したということである。

佐久間俊男委員

けさの地元の朝刊紙に、今回の条例改正案に対する記事が掲載されていたが、中身は「聾学校学校名変更、説明不足を謝罪」であり、私としては非常に残念である。新聞では県の教育委員会のコメントが事前の説明不足となっているが、なぜこのようなことになったのか。

特別支援教育課長

聾学校の校名変更について十分な説明がなされていないのではないかと指摘だが、9月定例会でたむら支援学校の新設を議決してもらった後、他の特別支援学校についても校名を変更し、県議会へ上程することを考えていたため、十分な説明の期間がとれなかった。そのような説明手続については十分でなかったと考えている。

佐久間俊男委員

今までこの案件に対する取り組みについて、課長から説明をもらって確認したが、どちらかというと法律の解釈により一方的な進め方をしてきたのではないか。本来、校名というのは広く県民に周知するものであり、本県では丁寧な説明を進めてきた歴史と伝統がある。このことについては指摘せざるを得ないと思っている。本議案に対して、今後、関係各位に理解が得られるよう、教育長が責任と自覚を持ってその姿勢を示していかなければならない。そこで、教育長の見解を聞く。

教育長

説明の経緯について十分でない点があったことは課長から述べたとおりであり、そういった点について説明を尽くすために、昨日、PTA会長初め代表の方々と直接会い、法の趣旨を説明した。それから、どうしても障がいの種類が多様化あるいは同じ方が何通りもという状況があり、その数もふえつつある中で、くくりを小さくしていくのではなく、むしろ皆の中に溶け込む方向に自立を支援していく、まさに共生社会、インクルーシブ教育という理念のもと、法律の改正自体は大分前だったのだが、たむら支援学校のこともあり、このタイミングでやらせてほしいとの趣旨の説明を行った。

それについて特におかしいとの意見はなかったが、もう少し説明を丁寧にしてほしいという意見をもらった。これを我々も真摯に受けとめ、校名もちろん大事だが、今後、校名だけではなく、最初に桜田委員からも指摘があったとおり教育内容で十分応えていきたい。

もう一つは、一般の生徒数が減少する中で、特別支援教育は逆に生徒数がふえる傾向にあり、施設整備もますます必要となってきた。福島分校の工事はもちろん、たむら支援学校もあるが、本会議でも答弁したとおり、特別支援教育全体について新たな整備計画をつくらうとしているので、全体に力を入れる中で理解を得ていきたい。

吉田英策委員

特別支援学校の校名変更の件で聞く。きょうは聾学校関係者が多数傍聴に来ている。今回の特別支援学校の名称変更について急ぐべきではないという立場で質問する。

この間、保護者や同窓会、県聴覚障害者協会の方々が名称変更について反対している。それを半ば強引に推し進めようとしているのが県教育委員会の姿勢ではないか。そこで、こうした方々がなぜ反対しているのかについて、県教育委員会の認識はどうか。

特別支援教育課長

同窓会や聴覚障害者協会の方々には聾の方々への社会的地位の向上に熱心に取り組んでもらい、実際聾学校で学ぶ子供たちにも支援をもらっている。しかし今回の校名変更については、聾という言葉がなくすることが目的ではなく、これまでの聾教育の積み重ね、伝統を継承しつつ聴覚障がいのある子供たちにわかりやすい校名にしたいということである。

吉田英策委員

福島県聾学校同窓会が声明文を出している。これは議員各位、報道機関あてに出されており、県教育委員会でも目にしていると思う。この中に声明の理由がある。「自分は「聾」であることを誇りとし、このような誇りをもって困難に立ち向

かい、様々な成果を収めてきました。このような誇りのもとである「聾」という言葉が、母校から消え去ることは、私たちの誇りを奪う」ことになると述べられている。もう一つ、「児童生徒が学ぶ教育機関の名称において「聾」という言葉をなくすことは、私たち聾社会との同一性を奪うもの」だとも言っている。

その上で、「福島県立聾学校についてはそのような進め方をとらず、今回の条例改正が新聞によって明らかになり、各団体から要請をうけた後になって初めて話し合いが行われたに過ぎません。しかも、県当局は、保護者、卒業生からの意見を尊重することなく、既存路線を変更することもなく一方的に県議会に条例改正の議案を提出したものです。これは他の教育機関とは異なる取扱いであり、県が制定した「福島県教育委員会における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」の趣旨に反しています。」と述べているが、これに対してはどうか。

特別支援教育課長

同窓会からそのような要望、反対の意見があることは承知しており、文書等も来ている。これによりもう少し丁寧に話をしたいと、機会あるごとに連絡、働きかけをし、実際には12月5日に私も同席して同窓会長に説明した。現在、同窓会からは、議会中では日程がとれないため議会終了後に各関係団体を含めて懇談したいという話も出ているので、今後も引き続き丁寧に説明していきたい。聾学校は郡山市に本校があり、福島市、会津若松市、いわき市に分校がある。分校の会長方からは、「可能ならばこの名前を残してあげたいが、変更もやむを得ない」、「変更について異議はない」、「特に問題はない」、「校名には執着していない」、「教育的な内容が変わるものでもないので、校名変更には抵抗はない」という話も聞いている。

吉田英策委員

丁寧に説明すると述べているが、先ほどの質疑でもわかるように、この問題は平成18年の学校教育法の一部改正によって始まっている。もうこととして10年を迎える。10年前に県はこの校名変更についてどのような態度をとっていたのか。

特別支援教育課長

平成18年当時は、先ほども述べたように、盲・聾学校がいわゆる特別支援学校に一本化され、知的と視覚、視覚と聴覚等の多様な障がい、複数障がいと言うが、そういう学校をつくることも学校教育法改正の趣旨の一つだったので、そこが整理できないうちは校名変更をすべきでないということであった。

他の都道府県の状況を見ると、実際には、例えば聾学校が〇〇支援学校になって聴覚に障がいのある子供のほかに知的とか肢体不自由のある子供が学ぶ総合特別支援学校的な学校になってしまい、聴覚障がいの教育、聾教育がだんだん縮小している県もある。本県の場合は、盲学校は視覚支援学校、聾学校は聴覚支援学校と、盲・聾の伝統を残して県民にも理解してもらえるよう校名を決定している。

吉田英策委員

10年前にもこのような議論があったときに保護者や同窓会、関係者が反対したと聞いている。その後10年間たって、先ほどの説明では10月になって初めて説明したり、聾学校関係者は条例になって初めて知ったと言っている。なぜこの間の説明や説得ができなかったのか非常に疑問が残るが、その点はどうか。

特別支援教育課長

説明のタイミングや手続については、十分ではなかったと考えている。

吉田英策委員

十分でなかったのに進めることは、先ほどの声明を出している聾の方々の思いや人権を踏みにじることになってしまうと思う。今回の改正は、全国的には大分進んでいるが、我々が聞いたところによると、まだ29都府県50校で聾学校という言葉を使っているとのことだが、これはどうか。

特別支援教育課長

聾学校から聴覚支援学校等への校名変更については、委員指摘のところもあるが、聾学校の校名を全て変更している県は12県、一部を変更しているところは6県、合わせて18県となっている。東北を見ると、岩手県は平成20年、宮城県が21年、秋田県が今年度より聴覚支援学校へ変えている。山形県は聾学校が酒田と山形に2つあるが、酒田は23年に知的と合わせて支援学校に変更しており、6県中4県が一部または全部変更している状況にある。

吉田英策委員

これは学校教育法の変更によってだろうが、国が強制的に各都道府県に校名変更を押しつけているものではない。都道府県の裁量によって校名を変更するなら、するかしないかの判断は県独自で十分できる。経過を聞いても、こんなに拙速に進めるべきではないと思う。先日、教育長もPTA関係者と話をして説明したとのことだが、そのような努力がなぜこの間尽くされてこなかったのか。議案となって提出されて初めて校名変更がわかったなどということが今後あってはならない。校名変更については、拙速に進めるべきではないと思うが、どうか。

特別支援教育課長

繰り返しになるが、説明の機会や中身について十分ではなかったと考えている。しかし聾学校以外の特別支援学校13校についても、校長よりPTA等に説明して、そういった反対の声が届いていないこともあり、ぜひ認めてもらいたい。

吉田英策委員

男女共学で高校の校名が変更になった県立安積黎明高校や県立ふたば未来高校では、保護者にアンケートをとるなど準備や段取りを十分尽くしてきている。聾学校については全く関係者に知らされないやり方で進めるのは、誰が聞いても納得できないと思う。今度の条例の一部改正はこれ以外の校名変更もあるが、聾学校だけを変えなくても困る人はいない。改めて校名変更すべきでないと思うが、どうか。

教育次長（業務担当）

先ほど男女共学に係る校名変更時における説明の話があった。確かに男女共学の場合には、男子校が共学になる、女子高に男子生徒が入ってくるということで、教育の内容も大幅に変わってくる。施設面、ソフト面を大幅に変えていかなければならず、大きな変更を伴うので関係者にも十分理解してもらわなければならないことから、平成9年に男女共学がスタートした時点から6年間かけて順次共学化を進めてきた経緯がある。

そのような男女共学のときの状況と今回と、確かに校名変更という点では同じだが、今回の校名変更によってこれまで聾学校で行われてきた聾教育が変わるのかと言えば、教育内容は全く変わるものではない。聾の方々、そして先ほど課長から説明があったように、聴力や障がいのレベルがやや軽度の方々も含めて、広く一人一人の教育内容、ニーズに応じた教育ができるよう、そうした子供たちにも配慮した校名にしたい。そのため今回の条例改正案は、ほかの養護学校等を含めて、何よりも本県の特別支援教育の新たなスタートであるということで提案している。したがって盲という文字や聾という文字をなくすことが目的ではなく、これまでの盲教育、聾教育の理念、そしてこれまでの伝統をきちんと受け継いで新たな支援学校としてスタートを切りたいということである。校名は変わるが、教育内容はこれまでのものを受け継ぎつ

つ充実していく改正であると理解してもらいたい。

確かに私もきのう教育長と一緒に、説明が事前になされなかった、新聞で初めて知らされたとPTA会長から聞いた。それは真摯に受けとめなければならないと考えているが、本来の教育の中身については全く変わるものではないことについて、今後引き続き保護者にも理解を得たい。さらには同窓会の方々にも、聾という文字が学校からなくなるからといって、聾教育から聾のアイデンティティーを全てなくすことでは一切ないと理解してもらいたい。

吉田英策委員

校名が変わるから教育の中身が変わるものではないということは私も理解するし、関係者もそうだと思う。今回、関係者が反対しているのは、今アイデンティティーと言ったが、聾という言葉に対して誇りを持っているわけである。その誇りが軽んじられることに対しての一種の怒りだと思う。質疑でも明らかなように、条例として出されて初めて知った、なぜそれ以前にきちんと説明してくれないのだとの声明書である。民主的で全ての人たちにあまねくきちんとした教育をしようという県の機関が、全く教育的でないと言わざるを得ない。関係者が本当に納得いくようなやり方をすべきだったと思う。十分説明を尽くすと言っても、成立してからになるわけである。決める前に十分に説明を尽くしてもらいたい。拙速な校名変更はすべきでない。

伊藤達也委員

質疑が重複するので要望だけする。今回の進め方はもっと丁寧なすべきだったと思う。文教行政一般について、一つ一つの施策により県民の心、特に子供の心が揺れ動くので、丁寧に進めてもらいたい。今後、しっかりと現場の方々と心をつないでいくことが大切である。そのためにはこちらからも相手を尊敬し、相手から学んでいくという心で接してもらうことを要望する。

太田光秋委員

桜田委員が聴覚障害者情報支援センターの話をしたが、ちょうどあのとき会派の政策担当をしており、きょう傍聴に来ている方も一緒に活動した。あれは保健福祉部の管轄で、そこ調整しながらセンター開設ができたときはうれしかったと今思い出していた。そのときも団体や関係者が来て、震災の後、施設を開設することが聴覚障がいの方々のためになるから何とかしてほしいとの思いだったと記憶している。

今さまざまな意見が出た。同窓会初め関係者の思いもわかる。一方で、今話があった歴史的なことや法律的なこと、今の学校の状況を考えた校名変更であることはわかることもある。先ほど話があったとおり、団体の方々の思いには、後輩のため、皆のためにしっかりした学校をつくってほしい、聾のアイデンティティーを残して守ってほしいということが根底にあって、今回我々に意見をもらったと思う。これを教育庁がコミュニケーションを図りながら、これからも継承していく、そしてより充実した特別支援教育をやっていくとの思いを情熱を持って訴えていくことが大切である。

このアイデンティティーと、これからの聾学校に対する教育の充実について教育長の言葉をもらいたい。

教育長

吉田委員から10年前とどう違うかとの指摘もあった。10年前に法律自体が変わっていたが、当時の議論は課長も説明したとおり、知的などいろいろな障がいを一緒に学校にすることもあって、今回とはやや違う。また、10年間で現場の学校の実態も大きく変わってきている。例えば人工内耳をつけている一番大きい子供が今高校2年生だそうである。生徒数が着実にふえてきており、どうしても聴覚障がいの軽度から重度まで多様な子供に対応していかなければいけない。

このような中にあり、太田委員指摘のとおり、我々としてはもちろん聾の方のプライド、アイデンティティーを否定する意図は全くなく、そこは尊重されてしかるべきだと思うし、今後もそういった意味の取り組みなどに我々が賛同してい

くことはやぶさかではない。

また、聾の方を含め聴覚支援を要する方、またそれ以外の特別支援について新たな整備計画をつくろうとしており、現に今回もハード面の整備に係る予算を計上している。これから特別支援教育については、ハード、ソフト含めてますます重要になってくる。本会議で伊藤議員からも質問を受けたが、ここは必ず充実していくことを私から約束して、今回の条例改正の趣旨については理解を得たい。よろしく願う。

桜田葉子委員

教8ページ、産振設備費について経済同友会からの支援とのことだが詳しく聞く。

施設財産室長

今般12月補正で計上した産振設備費3,000万円の増額は、平成23年の発災直後から、福島県だけではなく被災3県の学校教育の充実のために、経済同友会傘下の方から広く寄附を募った原資によるものである。今回は3,000万円ということで、経済同友会から津波被害、地震被害が大きかった小高工業高校、磐城農業高校、いわき海星高校の3校の実業教育、実習設備の充実に使ってほしいと希望があり、予算を計上している。本県は23年から寄附をもらっており約6億円となる。非常に予算状況が厳しい中、特に実業学校の実習設備の充実に充てている。

桜田葉子委員

6億円とはありがたいことである。経済同友会は県内にも全国にもあるが、全国各地からということか。

施設財産室長

説明が不十分で申しわけない。経済同友会の本部、全国組織の方々が「I P P O I P P O N I P P O Nプロジェクト」というものをつくり、被災3県の教育内容の充実に寄与する事業を行っているものである。

佐久間俊男委員

小中高等学校の各教職員費が年間所要見込みにより増額または減額になっているが、これらについてどのような理由か。

財務課長

平成28年度当初予算を作成する段階では、27年11月1日現在の教職員の現員数をベースに、それぞれの校種別（小学校費、中学校費、高等学校費）に退職者数や採用計画で人数を見込み、予算編成する。あくまでもその時点では見込みの人数でしかないことから、その人数と現在の教職員数の隔たりがあり、結果として増額や減額になる。

佐久間俊男委員

小学校の予算では9億円ほど増額補正されているが、これは相当見込みが違っていたと認識してよいか。

財務課長

例えば小学校費だと教職員の数が8,000人弱おり、見込んだ人数と実際の現員数に差が大きいこともある。

佐藤雅裕委員長

教12ページ、「子どもの学習支援による地域再生補助事業」で補助対象の市町村数が減ったとのことだが、人が集まらなかったのか。もうやらないという市町村はないと思うが、どういう背景で減ってしまったのか。

庁参事兼社会教育課長

集中復興期間から復興・創生期間に変わるときに、仕組みの大きな変更があり、それまでは全て10分の10で認められていたが、みなし仮設と仮設住宅のあるところのみが補助対象になった。みなし仮設が認められるかどうか最後までわからない状態だったためダブル計上し、最終的には認められたので、今回の減額補正となった。

桜田葉子委員

福島県の現状をしっかりと分析し、プランのたたき台を説明してもらい、教育の未来を実感した。たたき台からも実感するように、学校教育で一番大事なものは授業である。授業の中で子供たちの学力をどう向上させるのか、さまざまな視点が組み込まれており、内容は理解したが、アクティブラーニングを進めるにしても、グループワークを進めるにしても、確認シートを活用するにしても、先生たちの指導力が必要で、校内研修の効用という視点からも学校内で先生が学べることで先生たちの指導力向上につながる。

委員会でも自民党でもさまざまな調査をして学んだところ、互見授業という言葉のもとに展開されている。言葉は違うが、言葉が違うということは認識が違うと思う。ここでは模擬授業という言葉が使われており、かつて私が副委員長だったとき採用試験のときに模擬授業をするべきだと訴えて、今県の採用試験では模擬授業が展開されている。模擬授業をした姿勢が、その先生の質につながることを受けていち早く取り組んでもらったが、その先を行った互見授業である。先生は教師としてのプライドがあり、プライドをさらに高めながら指導法ではなく教授法まで高めていくためには、学校の中で先生たちが学び合う仕組みについて言葉でしっかり理解を進めなければならない。今までの状況を見ると歩みが遅いのではないか。

東大に上がるのがよいわけではないが進学状況を見ると、また、プライドはあっても指摘を受けとめてさらに指導法から教授法まで高めていく点から、重要施策2の教員の学び合いよりも互見授業という言葉のほうが先生方も明確に意識を変えられるのではないか。それにより必ず子供たちの夢をかなえる力が生きる力になり、さらには生き抜く力にもつながると思うが、どうか。

教育総務課長

委員指摘のとおりで、頑張る学校応援プランの中の5本柱の一つに教員の資質向上を掲げているのは、我々も教員の質こそが教育の鍵を握ると押さえているためであり、重要な論点だと思っている。先ほども説明したとおり、本県のデータとして、校内研修を行っている学校ほど学力が高い傾向にあるなど、校内でアクティブラーニング型の授業を行う研修をやっている学校ほど学力が高いというデータも出てきている。こういった分析も踏まえ、本プランではアクティブラーニングの視点を盛り込んだ授業スタンダードの策定、または学校への訪問指導を強化するなど教員一人一人が日常的に学び合う校内研修の充実をしっかり位置づけていきたい。互見授業という趣旨を今後どのように位置づけていくか考えていきたい。

桜田葉子委員

頑張る学校応援プランは、鈴木教育長プランと理解し、大変期待している。教育こそが原点との思いで、ぜひ積極的に挑戦し続ける姿勢で進めてもらいたい。

矢島義謙副委員長

説明を聞いて、非常に前向きに頑張っていることは実感した。その中で実質的には、なかなか学力向上の効果が上がっていないのではないかと常々思う。例えば秋田県など同じような境遇、環境だが非常に教育成果が上がっているところも

ある。そういった問題をどう捉えているのか。

また、教育は基本的に人間対人間であり、人間教育がしっかりなされなければよい教育はできないと思う。子供の心に響く教育というのが私の原点だが、子供が先生を慕う、そして尊敬する。この先生についていったら間違いないという思いがなければ、当然学びに対する情熱も失っていく。そういったことが不登校など、さまざまな学校で起きる問題にもつながっていると長い間考えている。

私も社会教育の中で38年間、子供を5,000人以上手元で育ててきている。社会教育だから、あくまでも強制ではなく自由に参加する。ずっと継続してきたことを振り返ってみると、指導する側が子供を大事にすること、子供の目線で接すること、この人は温かい、信頼できるとの思いをしっかり子供に植えつけることによって、「また来年も来る」と言って明るい笑顔で帰っていく。それを学校教育の現場でも生かさなければいけないのではないか。

学校評議員も長くやっているが、その中で先生方に、そういった打てば響く先生にならないかといつも言っている。そうすることによって必ず子供たちの未来は明るいものになってくる。先生方はそこまで育てる希望を持っている。子供を育てることによって、よい地域社会をつくる、よい家庭をつくる、よい国家をつくる。そこまでの重要な鍵を握るのはまさしく先生であると常々思っている。

持論として村議会議員の時代から言い続けてきたことは、先生方が社会勉強することである。教育の充実も大切だが、社会に飛び込んでさまざまな現状を把握するべきである。先生方は採用されてすぐ先生になるため、錯覚してしまう場合もある。だから一回社会に出て、デパートの店員の経験をするのもよいし、さまざまな社会経験を積んで頭を下げることを覚える。どうすれば人間性が高まってきて、互いに信頼できるような生き方ができるかをまず原点に置かないとなかなか難しい。

さまざまなデータも出されており、桜田委員が述べたように非常に未来は明るいと思っているが、実践的に確実に実行していかないと絵に描いた餅になると強く感じる。その辺について教育長、どうか。

教育長

私も同様に感じている。教育総務課長の説明にあったとおり、これはたたき台であり、これを実行力あらしめるためには今後予算編成の折衝があるため、我々としては議員の応援も得ながら、最大限頑張っていきたい。もう一つは、最後は現場の教員にいかにかこれを理解してもらえるかが鍵になると思う。私たちも最大限努力していく。

また、社会勉強について、私もそのように認識している。例えば高校の教員は、短期間だが民間企業に入って社会体験をする研修活動を実際やっているが、私からすればやや足りないとも感じている。このプランでは「地域と共にある学校」という考え方の中で、もう少し社会と接点を持って互いに応援し合えば、必ず子供たちのためにもよい結果が出てくるはずである。皆の期待を裏切らないように精いっぱい取り組んでいきたい。

矢島義謙副委員長

いつも思うが、保護者との関係で、モンスターペアレントと言われるようにさまざまな考え方がある。そういう中で保護者との信頼関係も持っていないとなかなか難しいと思う。つまり親が考えていることや言っていることを、子供はそのまま受けとめるため、相当左右される現状がある気がする。常日ごろからPTAの方々との信頼関係を築く学校運営のあり方も大事になってくる。

我々は、昔から教員はすばらしい職業だと思っている。尊敬もしているため、誇りを十分持って、社会的なつき合い、社会体験も踏まえてもらいたい。また年寄りのいる家庭の子供ほど心が豊かという話もある。核家族化の問題もあるので一概には言えないが、そのような社会の仕組みの中で育てていく情操教育なども、先生と子供たちの信頼関係につながってくると思う。その辺を、今後十分に配慮しながら進めてもらいたい。

吉田英策委員

このプランを実践してよいものにするためには、先ほども出た現場の先生が安心して働ける環境をつくっていくことと、教育委員会と先生、先生と地域の信頼関係をつくっていくことが大事である。この中にも「教員の指導力、学校のチーム力の最大化」とある。学校の現場で深刻に考えなければいけないのは先生の多忙化の問題である。これを解決することがよい教育をつくっていくために必要なことである。ぜひ学校での多忙化の解消に向けて努力願う。新たな人事評価制度の活用と打ち出されているが、一般的に言われる管理教育ではなかなかうまくいかないのではないかと。先生方の自発性が発揮される教育でなければならぬため、多忙化解消のためにどのように進める考えか聞く。

教育総務課長

教員の多忙化についても重要な課題の一つと受けとめている。今回のたたき台では「学校のチーム力の最大化」としているが、特に震災後、学校現場でもいろいろな業務がオンされているので、多忙化の解消に向けて、どういった業務であれば効率化できるのか、どういった手だてで教育委員会が支援できるのかを考えていきたい。またプランにどういった内容を位置づけていくのか、今後検討していきたい。

佐藤雅裕委員長

重要施策にある「責任を果たす」「チーム力の最大化」等、力強い方針を打ち出してもらった。先ほど教育長からもあったように、これから玉出しして予算化し、どう進めていくのか、スピード感も伴いやっていかねばいけない話である。委員会の中でも逐次議論しながら、我々も学校の力を最大化していくためにやっていきたい。今後とも引き続きこの議論を進めたいと思うので、よろしく願う。

吉田英策委員

神奈川県や新潟県に避難している方のいじめの問題が新聞等でも報道され、深刻な事態になっている。福島県の子供たちが安心して避難先でも県内でも学習、成長していくことが大事である。この点で、避難先の各都道府県、市町村の教育委員会との協力など、県教育委員会がすべきことがあるのではないかと。今後どう対応していくのか。

義務教育課長

県外に避難している子供たちについて、横浜市の事案、新潟市の事案に触れるたびに大変心を痛めている。我々としても、全国の都道府県教育委員会を通して世話になっている子供たちの心に添った対応をお願いした。また、悩んでいる子供たちがいれば、本県が開設しているいじめ等の窓口があるので、そちらにぜひ連絡するようお願いしている。

さらに国とも連携して取り組んでおり、本日、文部科学省から新しい通知が発出されている。内容が3つあるが、1つ目は、被災児童生徒へのいじめの有無を確認することである。全国に本県の子供たちが避難しており、一人一人に対して個別の面接や保護者への聞き取りを通して実態を把握する。そしていじめ等があった場合にはいじめ防止対策推進法の趣旨に沿って適切に対応するようというものである。2つ目は、子供たちがいろいろな課題を抱えて避難しているので、その子供たちの心に寄り添った対応をお願いすることである。加えて、放射線に関する教育についても理解が必要であると記載されている。3つ目として、文部科学省で設置している24時間の電話相談窓口と本県の電話相談窓口が記載されている。

我々としても、避難児童を多く受けとめてもらっている県に対しては、18人の県外併任派遣教員を配置して、避難している子供たちの状況、保護者に寄り添った対応等を実施している。引き続き、文部科学省とも連携して本県の子供たちの心のケア等に当たっていききたい。

吉田英策委員

子供たちがそうならなかなかな報告できないことにより、事態が深刻になってしまう。そのため、子供に寄り添った対応が一番大事である。その点では、避難している各都道府県の教育委員会にも、福島県の教育委員会としてきちんとした姿勢で当たることが大事である。

本県の教育委員会としては、文部科学省の通達だけで済まされるのか、今後独自の案があるのか聞く。

義務教育課長

少し言葉足らずだったかもしれない。本県としても、今回の文部科学省の通知が出る前に、全ての都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会に対して、子供たちの心のケアや、相談窓口の周知、もしそうした事案があったときの情報提供等を求めている。引き続きしっかりと取り組んでいく。

佐久間俊男委員

先ほど特別支援学校について話をし、頑張る学校応援プランの中にもあったが、この10年間で特別支援学級に通う児童生徒の数が2倍になっている。このような現状はよくわからないが、年々児童生徒の数がふえているのか。また、今後の推移についてどのように考えているか。

特別支援教育課長

平成18年に法改正があり、いわゆる盲・聾・養護学校、特別支援学校だけでなく、小中高等学校にも特別に支援が必要な子供たちがいるということで、特別支援教育自体の枠が広がった。保護者の理解も広まり、昔は障がいがあると、どちらかという隠していたが、今は「私の子供はこういう障がいがあるから、こういう指導をお願いします」と、適切な学びを求める社会に変化している。未熟児でも生きられるような医学の進歩もある。小児科レベルでも少し人と違うとか発達がおくれているという、医者に行ってこのような障がいがあると診断を受けるような医療の進歩や、特別支援教育にかかわる県民の理解が広まったあかしである。

このままふえ続けるかは、この10年は特別支援教育に関する意識が高まった期間であり、今後少し落ちついて安定していくこと、また子供の数が全体に減ってくることに伴い、特別支援学級で学ぶ子供も少しずつ減少していくと考える。また、インクルーシブで小中高等学校でも学ぶようになっており、特別支援学校、特別支援学級だけではなく、高等学校や小中学校にも学習支援員を置き、障がいのある子供たちが可能な限り小中高等学校で学んでいける「共に学び、共に生きる」社会、教育を目指していきたい。

佐久間俊男委員

予算でも聴覚支援学校福島校整備事業（教18ページ）として5億円ほど計上されており、さらに4月1日に開校するたむら支援学校についても、春山小学校の校舎を借用する、あるいは船引高等学校の校舎の一部を借用する等で手当てされている。今後、特別支援学校の整備についてどのような見解を持っているか。

また、特別支援学校の先生の定数についてはどのように考えているか。

特別支援教育課長

本会議で教育長より答弁したとおり、地域の実情や関係者の意見を踏まえながら新たな整備について検討を進めていく。

教員の定数については、児童生徒数、学級数によって算定され、子供たちがふえれば自動的にふえる。特別支援教育の教員の専門性については、郡山に養護教育センターがあるのでそこが中心となって資質向上に努めている。また、特別支援教育は免許状が小中の基礎免許に付加して取得されるため、その取得についても福島大学に協力をもらって、専門性の

向上に努めている。

